

## 大分市重度障害者等日常生活用具購入費支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)が自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を購入する際に要する費用の一部の支給(以下「支給」という。)を行うことにより、障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種目及び支給対象者)

第2条 支給の対象となる用具は、別表「種目」の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表「障害及び程度」の欄に掲げる障害者又は障害児の保護者とする。

### (支給の申請)

第3条 支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、日常生活用具購入費支給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (決定通知等)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、申請者の実態を速やかに調査のうえ、給付の可否を決定し、日常生活用具購入費支給決定通知書(様式第2号)又は日常生活用具購入費支給却下決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するとともに、給付を決定したときは、日常生活用具給付券(様式第4号)を交付するものとする。

### (費用の支給及び耐用年数)

第5条 市長は、前条の規定による支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、当該決定に係る用具(点字図書を除く。以下この条において同じ。)を購入したときは、別表「種目」の欄に掲げる用具の区分に応じ同表「基準額」の欄に定める額(その額が現に当該用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当

該現に用具の購入に要した費用の額)の100分の90に相当する額を支給する。

2 受給者が、同一の月に要した用具の購入費用の額の合計額から前項の規定により算定された当該同一の月における支給額の合計額を控除して得た額が、負担上限月額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、受給者が当該同一の月に要した用具の購入費用について同項の規定により算定された支給額に90分の1

00を乗じて得た額から負担上限月額を控除した額を支給する。

3 前項の負担上限月額は、次の各号に定める障害者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 次号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 受給者を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成24年法律第51号)第5条第22項に規定する支給決定障害者等とみなしたならば障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成25年政令第5号)第17条第1項第4号に該当する者 零

4 前3項の規定に基づき支給を受けた者は、別表「種目」の欄に掲げる当該支給に係る用具の区分に応じ、「耐用年数」の欄に定める期間を経過するまでの間、当該支給を受けた用具と同一種目の用具に係る新たな支給を受けることができない。ただし、当該新たな支給を行わないことにより日常生活に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この限りでない。

第5条の2 市長は、受給者が、第4条の決定に係る点字図書を購入したときは、当該購入に要した費用の額から一般図書の購入価格に相当する額を控除した額を支給する。

2 点字図書の同一年度内における支給の上限は、障害者等1人につき6タイトル又は24巻に達するまでとする。ただし、辞書、事典等であって複数巻を一括して

購入する必要があると認められるものについては、必要と認められる範囲内において、当該上限を超えて支給することができる。

第5条の3 市長は、受給者（受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者世帯所属者」という。）のうちいずれかの者が市町村民税の均等割のみを課されている場合であり、かつ、受給者世帯所属者が市町村民税の所得割を課されていない場合における当該受給者に限る。）が第4条の決定に係るストマ用具を購入したときは、第5条の規定による支給のほか、2月分ごとに、次の各号に掲げるストマ用具の区分に応じ当該各号に定める額又は当該ストマ用具の購入に要した費用から第5条の規定により支給される額を控除した額のいずれか低い額を支給するものとする。

- (1) 蓄便袋 2月につき1,000円
- (2) 蓄尿袋又は紙おむつ 2月につき2,000円
- (3) 便尿袋 2月につき3,000円

（費用返還）

第6条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定により支給した額の全部または一部の返還を命じることができる。

- （1）申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど、不正に当該支給を受けたとき。
- （2）当該用具を支給の目的に反して使用したとき。
- （3）その他この要綱の規定に違反したとき。

第7条 市長は、支給の状況を明確にするため、日常生活用具購入費支給申請・決定簿（様式第5号）を整備するものとする。

（適用除外）

第8条 用具が、介護保険法（平成9年法律第123号）第40条第3号又は第52条第3号に規定する居宅介護福祉用具購入費又は居宅支援福祉用具購入費の支給を受けることができるものであるときは、この要綱の規定による支給の対象としない。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

（大分市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 大分市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成9年4月1日施行）

(2) 大分市重度心身障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成9年4月1日施行）

（経過措置）

3 前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定による用具の給付を受けた者に係る第5条第3項の規定の適用については、同項中「支給を受けた者」とあるのは「附則第2項の規定による廃止前の同項各号に掲げる要綱の規定による給付を受けた者」と、「当該支給」とあるのは「当該給付」と、「新たな支給」とあるのは「支給」とする。

## 附 則

この要綱は平成19年 4月 1日から施行し、同年4月1日以後に購入した用具に係る支給について適用する。

附 則

この要綱は平成19年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に購入した用具に係る支給について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に購入した用具に係る支給について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(人工内耳装用者に対する電池購入費及びスピーチプロセッサ購入費に対する助成要綱の廃止)

2 人工内耳装用者に対する電池購入費及びスピーチプロセッサ購入費に対する助

成要綱(平成17年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成27年4月1日前に購入した人工内耳用の電池購入費に対する助成については、前項の規定による廃止前の要綱の規定の例により支給する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。